



SESERAGI—MISHIMA
ROTARY CLUB
WEEKLY REPORT

クラブ
週報

2020～2021年度 RI会長 ホルガー・クナーケ
RIテーマ ロータリーは機会の扉を開く

クラブテーマ「思いはひとつ」

会長 加藤正幸

副会長 米山晴敏 幹事 服部光弥

第1472回例会

2021.4.16(金)曇

司会 大庭靖貴君

ロータリーソング「日も風も星も」

事務所 三島市中央町4-9 小野住環中央ビル2F
TEL.055-976-6351 FAX.055-976-6352

<http://www.seseragi-mishima-rc.gr.jp>

せせらぎ三島ロータリークラブ

検索

例会場 呉竹

TEL.055-975-3210

毎週金曜日 第1・第3 夜間例会

会長挨拶

会長 加藤正幸君



月曜朝、うれしい出来事がありましたね。松山英樹マスターズ優勝!!日本人初タイトル、今までたくさんの選手がトライして出来えなかった厚い壁をどう取り払った。優勝の解説時、アナウンサーが涙声で話をしていた。中島常幸も声を詰まらせながらおめでとう、そして有難う。自分達が長年かかっても取れなかった体力・技術力・精神力が無い為と言われてる中、本当によく優勝してくれて有難うと思っただけに違いない。

・グリーンジャケット、当日は仮ジャケットで後でオーダーメイドと取り替えて1年後に返却。

・キャディーがピンスラッグを取り外し戻した時に、深々と一礼をした事が称賛されました。

・早朝の実況にもかかわらず視聴率17.7%歴代最高

・東北福祉大学2年の時に東日本大震災の直後だったが皆に応援され出場アマチュアタイトルを取るこの出場が今回の優勝のスタートだった様です。

・こだわりのドライバー ダンロップ製の特別手作り、妥協を許さずドライバーでもコントロールができ、距離が出るスリクソンZX5を作ってもらった。

・優勝後すぐに東北福祉大学ゴルフ部恩師、阿部監督とダンロップのクラブ調整をしてくれた、宮野氏にも電話でお礼の言葉を告げた。

今回よりコーチを付け、チームとして取り組み、体力・技術力・精神力をすべてマスターして挑んでの優勝。日頃より練習に妥協はなく勝つべくして勝った。

出席報告

	出席総数	出席率	メイクアップ	修正出席率
前々回	25/32	78.13%	25/32	78.13%
今回	24/32	75.00%	会員総数	33名

欠席者

あなたが見えなくて残念でした。

石井(司)君、伊丹君、岡君、中本君、宮澤君、山田君、渡邊君
(*出席免除会員の欠席者 中村君)

おめでとう

会員誕生日

4月20日 大庭靖貴君

入会記念日

4月16日 小林 勝

4月20日 岡 良森君



幹事報告

幹事 服部光弥君

①次週の例会はガバナー補佐がお見えになります。

皆さんでお迎えしましょう。よろしくお願ひします。



田村康晃君:本日卓話をさせていただきます。寛大な心でお願いいたします。

藤川智徳君:取り急ぎスマイルします!

一昨年に運送業で必要なので運行管理者の資格を取ったので、その時に覚えたことを少しお話させていただきます。

試験の内容については、貨物自動車運送法、道路運送車両法、道路交通法、労働基準法、実務上の知識及び能力の勉強を致しました。

まず貨物自動車運送事業法とは、この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づき措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。貨物自動車運送事業は大きく3つに分かれていて、一般貨物自動車運送事業と、特定貨物自動車運送事業と、貨物軽自動車運送事業になります。弊社はその内の一般貨物自動車運送事業者になります。あと、特別積合わせ貨物運送と言われるものもあり、営業所その他の事業場において集貨された貨物の仕分けを行い、集貨された貨物を積み合わせて他の事業場に運送し、当該他の事業場において運送された貨物の配達に必要な仕分けを行うものであって、これらの事業場の間における積み合わせ貨物の運送を定期的に行うもの。これらは宅急便等の大手業者が多いです。

貨物自動車運送事業者は、運転者及び事業用自動車の運転の補助に従事する従業員が有効に利用することができるように休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員に睡眠を与える必要がある場合にあっては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならないと法律で決まっていますが、みんなまっすぐに家に帰ります。貨物自動車運送事業者が運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準は運転者の労働時間等の改善が過労運転の防止にも資することに鑑み、改善基準告示とする。

さてここで問題。一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間は、一日で何時間までOKでしょうか。

正解は3時間、最高で16時間です。実にブラックですね！！

貨物自動車の運行管理者は、出発前と帰車庫前アルコールチェッカーで酒気帯びのチェックをしていますが、「酒気を帯びた状態」とは道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/mlまたは呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わず出たら乗車させません。バス、タクシーもそうなので安心して利用してください。現在の物はアルコール消毒液でも反応いたします。

さて、ここで問題。ビール(アルコール5%)500mlを2缶とチューハイ(アルコール7%)350ml缶を飲みました。個人差はありますがアルコールの処理にかかる時間は何時間でしょうか。～少し時間を置く～

1単位4時間となるので12時間がかかります。お酒を飲んだ翌朝の出勤時には3杯程度の酒量を考えて口臭ケア等の対策を致しましょう！

ちなみにも、チューハイ7%350ml、焼酎25%100ml、ビール5%500ml、日本酒15%1合、ウイスキー43%ダブル60ml、小グラスワイン12%、で4時間。

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者もしくは特定貨物自動車運送事業者が、過労運転の防止、過積載による運行指示の禁止の規定に違反したことにより、輸送の安全確保の命令をする場合、又は一般貨物自動車運送事業者等に対して許可の取り消し等の処分をする場合において、当該命令又は処分に係る違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるとき、その他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められるときは、荷主に対しても勧告することができる為、荷主になる時は気を付けて下さい。

運行管理者で勉強した内容の中、貨物自動車運送法、道路運送車両法、道路交通法、労働基準法、その他運行管理者の業務、必要な実務上の知識の中で、少しは免許を取りに行った時に習った事を思い出してみよう。

①車両は、歩道等に入る直前で一時停止をし、かつ、歩行者の通行を妨げないようしなければならない。○か×か。

正解は○です。徐行と勘違いしやすいので注意してください。

②追い越しを禁止する場所

車両は、道路標識等により追い越しが禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路部分において、他の車両を追い越すため進路変更し、又は前車の側方を通過してはならない。どんな場所か分かれますか？1、道路の曲がり角付近、上り坂の頂上付近又は勾配の急な下り坂(ヒント:見えにくい場所)

2、トンネル

3、交差点、踏切、横断歩道、自転車横断帯及びこれらの手前の側端から前30m以内の部分

③横断歩道等における歩行者等の優先

車両等は、横断歩道又は自転車横断帯に接近する場合には、当該横断歩道等を通過する際に当該横断歩道等とその進路の前方を横断しようとするとき歩行者又は自転車がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前で停止することができるような速度で進行しなければなりません。横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようしなければならない。とあり、三島広小路から本町の横断歩道は注意してください。

④停車及び駐車を禁止する場所

車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停止又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はタクシーがその属する運行系統に係る停留所又は停留場において乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときはこの限りでない。

1、交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂道又はトンネル

2、交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分

3、横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分

4、安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後10m以内の部分

5、乗合自動車の停留所又はタクシー若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分

6、踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分

※駐車を禁止する場所

車両は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路部分において、駐車してはならない。ただし公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときはこの限りでない。

1、人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から3m以内の部分

2、道路工事が行われている場合における当該工事区域の側端から5m以内の部分

3、消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5m以内の部分

4、消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から5m以内の部分

5、火災報知機から1m以内の部分

となります。

最近お道路にちよつと置いて買い物する方を見かけませんが、もしもの時に参考してください。

⑤合図の時期及び方法

1、左折するとき、その行為をしようとする地点(交差点においてはその行為をする場合にあつては、当該交差点の手前の側端)から30m手前の地点に達した時

2、同一方向に進行しながら左方または右方に変えるとき(車線変更)その行為をしようとする時の3秒前

3、右折し、又は転回するとき、その行為をしようとする地点(交差点においては右折する場合にあつては、当該交差点の手前の側端)から30m手前の地点に達した時

4、徐行し又は停止するとき、その行為をしようとするとき
ハンドルを握るとき、教習所で習った角度は10時10分だと思いましたが今は9時15分から10時10分らしいです。オートマチック車が増えたからと言われております。信じるか信じないかはあなた次第です。

今後の運送業界は高齢ドライバーが増え、少子化や免許(今は2)までしか運転が出来ない等大変な時代になると思いますが、現在、連結トラックとか前方のトラックに後方のトラックが自動について行く実験が東名とかで大手運送会社が行っております。近い将来ドローン等無人での配達が可能になると思います。